

令和3年9月定例会 提出議案（概要）

議案第105号

北九州市平和のまちミュージアム条例について

総務局

議案第105号 「北九州市平和のまちミュージアム条例について」

1 条例制定の理由

戦後75年以上が経過し、戦争に伴う悲惨な体験や生活を知らない世代がほとんどとなる中、貴重な市民の戦争体験や戦時下の暮らしの様子、戦後の復興を果たすまでの“まち”の変遷などを伝える「北九州市平和のまちミュージアム」を整備することとし、ミュージアムの設置、運営、観覧料等について規定するもの。

2 条例の主な内容

(1) 目的及び設置場所（第1条）

〈目的〉先の大戦における戦争被害、戦時下の人々の暮らし等に関する資料の収集、保存、展示等を行うこと等により、市民に戦争の悲惨さを伝え、もって市民が平和の大切さや命の尊さを考えるきっかけとする。

〈場所〉北九州市小倉北区城内4番10号

(2) 事業（第2条）

- ・ 資料の収集・保存や調査・研究、展示に関する事業
- ・ 平和に関する学習機会の提供や多世代交流の促進に関する事業 等

(3) 観覧料（第5条、別表）

区分	料金区分		
	一般	中学生・高校生	小学生
個人	200円	100円	50円
団体（30名以上）	160円	80円	40円

(4) 観覧料の減免等（第6条）

公益上その他特に必要がある場合は観覧料を減免することができる。

3 施行期日

規則で定める日（令和4年4月下旬を予定）